平成30年9月26日 事 務 連 絡

居宅介護支援事業所 御中

国 立 市 健 康 福 祉 部 高齢者支援課 介護保険係

一定回数以上の「生活援助が中心である指定訪問介護」 を位置づけた居宅サービス計画について

日頃より当市の介護保険事業にご理解、ご協力をいただきまして、ありがとう ございます。

さて、標記の件につきまして、当市における届出方法及び届出受理後の取扱いを下記のとおりといたします。

ご不明の点は、下記の問い合わせ先(届出先と同じ)までお願い申し上げます。

記

- 1. 居宅介護支援事業者から国立市への届出方法
 - ① 届出先 【問い合わせ先も下記と同じ】

国立市役所 高齢者支援課(介護保険係 給付担当)

〒186-8501 国立市富士見台2-47-1

国立市役所1階2番窓口

電話番号042-576-2111 (内線166)

- ② 届出方法 持参又は郵送
- ③ 届出書類
 - i. 「一定回数以上の『生活援助が中心である指定訪問介護』を位置づけた居宅サービス計画の届出」であることを明示した送り状 (別紙ひな型)
 - ii. 居宅サービス計画書(下記の国の標準様式に該当する箇所)

第1表 居宅サービス計画書(1)

第2表 居宅サービス計画書(2)

第3表 週間サービス計画表

(第4表 サービス担当者会議の要点 及び 第5表 居宅介護支援経過 の一部又は全部は、必要に応じて追加提出を依頼する場合がある。)

2. 届出受理後の取扱い

「保険者と介護支援専門員が共に行うケアプラン点検」の実施

- ① 実 施 者
 - i. 保険者(介護保険係給付担当)
 - ii. 居宅サービス計画を作成した介護支援専門員
 - iii. 地域包括支援センターの主任介護支援専門員
 - iv. 勤務先の所在地が国立市である主任介護支援専門員
- ② 情報提供者 訪問介護事業者 (必要に応じてオブザーバーとして参加)
- ③ 実 施 日 保険者が実施者間の調整を行って決定

以上